

**平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 9 回会議要旨**

<出席者>

外部評価委員（5 名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員
事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

ヒアリング説明者（2 名）

個別目標Ⅵ-3「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」

計画事業 1「（仮称）自治基本条例の制定」

2「特別区のあり方の見直しと自治権の拡充」

76「文化・歴史資源の整備・活用」

77「地域のお宝発掘」

78「文化体験プログラムの展開」

80「新宿文化ロードの創出」

82「新宿の魅力の発信」

84「商店街活性化支援」

85「平和啓発事業の推進」

86「地域と育む外国人参加の促進」

133「（仮称）産業振興基本条例の制定」

文化観光国際課長、多文化共生担当副参事、産業振興課長、総務課長、企画政策課長

<開催日>

平成 22 年 8 月 27 日（金）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 計画事業ヒアリングの実施

【部会長】

外部評価委員会の第3部会を開きます。

今日は計画事業に関するヒアリングを行います。

＜委員紹介＞

＜説明者自己紹介＞

【部会長】

まず、文化観光国際課の76、77、78、82、86の計画事業について、ヒアリング項目の回答内容のご説明をお願いします。

【説明者】

まず最初に76番「文化・歴史資源の整備活用」のところで、文化芸術振興の基本条例の具現化に向けた具体策はということでしたのご質問です。

この条例は、4月1日に施行されまして、区民、文化団体、学校、企業、区、財団など、文化芸術にかかわるすべての主体を「私たち区民」ととらえて、「私たち区民は〇〇をする」というつくりの条例になっています。その中で、この私たち区民を基本に置きながら、持続的な文化振興を図っていくということが条例の具現化に向けた何よりも一番大事なことと思っています。

そのためには、大きくはポイントは2つあり、いかに多くの人に条例を知っていただくかという条例の周知の部分と、どう保護、保全、次代に継承、あるいはより豊かなものにしていくかという部分、周知と実践の両面から考えていくということです。

周知については、条例の制定記念事業を実施し、周知してきているほか、リーフレットを2万部ほど作成して、配布させていただいています。それとあわせて、従来の区のお知らせの仕方ですと、区の施設とか区の事業だけを使ってというところが多いかと思うんですけども、まちの中にいろいろな文化の主体といった方々がいっぱいいます。その中で、後援ですとか共催という事業も数多くやっております、そういう共催事業についても、条例制定記念事業として、パンフレットの中でも条例制定記念ということを刷り込んでいただいて、広報・周知の段階からまちの人も一緒にさせていただくということを1つのテーマ、ポイントとしてやっているところです。

それから、もう一点の実践に向けての取り組みというところなんですが、条例の17条から19条に文化芸術振興会議という会議を設置するということが書いてあります。条例づくりに当たって、昨年、一昨年、懇談会を立ち上げ、いろいろな議論をしてきているんですけども、ここで28項目ほどの提言をいただいています、これからの文化とか芸術を振興していくには、この提言としていただいた内容について、しっかりと取り組んでいくのが大事だと考えております。

9月9日に第1回の振興会議がスタート切る予定なんですけれども、その中で、いただいた提言への取り組みの方向性と取組状況を明らかにしながら、条例の具体化を図っていく考えです。

次に、落合の文化・歴史資源、また文化・歴史資源の定義についてのご質問でございます。

この前見ていただいた二葉苑のほかにも、ミニ博物館として位置づけられております目白学園の遺跡ですとか、明治以降、いろいろな文人、画家が住んだということで、佐伯祐三のアトリエ記念館とか、そんなようなものが落合の文化資源としてございます。

この文化・歴史資源の考え方ですけれども、地域にある史跡ですとか歴史的な資料なんかの文化財ということが一番のコアな概念に置いて、由緒ある神社仏閣ですとか歴史ある建造物、

江戸時代から使われる坂道ですとか横丁、あるいはミニ博物館、博物館、そういうものを広く総称して文化・歴史資源ととらえているところです。

それから、落合以外にはないのかということでご質問いただきました。

決してそういうことはなく、四谷ですとか神楽坂の例を出してありますけれども、地域地域の中で多数の文化・歴史資源が新宿区にございます。ただ、1つポイントは、その大半が区の所有以外というところです。これらの文化・歴史資源については、区は所有者の同意のもと、文化財保護条例によって指定・登録文化財による保護制度の中で保護していく。それから、ミニ博物館として支援をさせていただく。国、都のものですとか、そういう文化保護政策の中で活用を図っているものがございます。

建物を実物として保存していくというのも、いろいろ議論があるところです。そうした場合には、記録保存というような形で残す。例えばコマ劇場も、円形の大きな舞台があって新宿がある意味象徴する建物で、閉館に当たっても、学芸員が現地調査に入りながら、記録というような形を含めてしっかりと保存していくということで取り組んできております。

無形の文化財の保護制度については、一定の支援、計画というよりは、条例等の整備の中で、支援の仕組みづくりを考えているという途上にあるところです。

文化芸術活動をしている団体への助成について、これも広い意味では活動の支援ととらえさせていただいております。

その中では、文化センター、生涯学習館、地域センターなんかもそうかもしれないんですけれども、登録団体に対して優先的な利用の受け付けや利用料減免をさせていただき、活動をしやすいとするようなことを1つやらせていただいております。

それと、あわせてもう一点、区との協働ということが条件になりますけれども、協働事業提案制度の中で、500万円を上限としてやっているものとして、20年度は小・中学生への美術鑑賞教育、21年度は神楽坂の地域資源、それから乳幼児に対する子ども劇場との協働事業があります。課のスタンスとして、文化芸術というのは区だけでやるものではなく、みんなでやっていくものだということを大事にしていきたいということがありますので、協働事業については、積極的に臨ませていただいているところでございます。

それから、助成金ということだと、NPOへの活動資金助成のところ、字幕で楽しむブラネタリウム等を助成制度として実施しています。

地域のお宝の関係については、率直に言って、さまざまなものが寄せられます。それは、お宝の仕組みの中で、地域のお宝の定義というものを事業をスタート切る段階で置いてこなかったというところが1つございます。

そういう中でも、初めていただいた情報については、学芸員を現地に派遣して、検証作業行って確認できた範囲の中で、区のホームページですとか主催イベントで積極的に紹介させていただいております。区独自の発掘努力というところでは、文化財協力員という区民の方のボランティアの研修の場において、情報を寄せてくださいという働きかけをしています。

それから、もう一つ、学校資料調査をこの間ずっとやってきておりまして、学校にはさまざ

まな地域のものがこれまでも寄せられております。小学校については、今、約半数が調査をほぼやっているところです。

実際のお宝で、数の上で多いのは、やっぱり戸山公園、新宿御苑、おとめ山など、皆さんがふだん行かれるような景観というものから、貴重な情報としては、夏目漱石自筆の書簡、これは昨年度西新宿の方から情報を寄せられて博物館に寄贈していただいたということがあります。高田馬場の堀部安兵衛の決闘の由来があるような地藏尊の情報が寄せられたということもあります。

四谷の「お宝さがし」と紛らわしいがということで、これは、地区協議会が独自に行っているもので、そこで寄せられたものでも結構です、という整理をさせていただいているところです。

次に78番の計画事業「文化体験プログラムの展開」についてです。質、量とも高める工夫としては、応募倍率等の実績や、参加者すべてへのアンケートで、プログラムの内容、また参加したいか、プログラム終了後も同じような内容を継続してやっていきたいか等自由意見も含めて聞いており、メンテナンスを入れながら翌年のプログラムの入れ替えにつなげていくというところです。

講師にも随時意見を行い、例えば午前、午後プログラムがあるような場合、職員がスタッフとして現地へ行っておりますので、例えば午前のプログラムで製作物をつくったときに、子供がひっかかってしまったところがあれば、午後のプログラムの中でもう少し丁寧に教えてくれないかとか、そういうようなことも含めて、随時メンテナンスを行いながら、質、量とも高めるようなことをここでやってきております。

子どもにこういう体験をさせる意義は大きいというところでは、私どももそのとおりだと思っております。そうした中で、条例の中でも、子どもと文化芸術活動へということで、参画機会の確保ということを1条、条文化しています。

基本的な認識において、もう既に小・中学校での鑑賞教室ですとか対話型美術鑑賞教室を各校で実施してきているおり、多くの学校が工夫を凝らしてやっている部分があります。特色ある教育活動という中で、各校独自の工夫ととして能楽教室ですとか茶道体験、和太鼓、三味線等、各校できる範囲の中でやっています。

それから、新宿交響楽団についてご質問をいただきました。

クラシック音楽については、既に区内に拠点を持つ東京フィルハーモニー交響楽団と連携して、一定の事業をやっているところです。それとあわせて、子どもにいろいろな体験をさせたい、機会をもっと増やしていきたいという中で、子どもを対象とした御苑の夏祭、NHKの定期演奏会、NPOが主催しているさまざまな事業等を後援・共催という形で積極的に支援させていただいています。そういう中で、新宿交響楽団から、もしそういう申し出があれば、積極的に区としても、公演等のバックアップはしていきたいと考えています。

続きまして、82番「新宿の魅力の発信」のところでは、

新宿未来創造財団というのが回答の中で出てきますので、ちょっとご説明させていただいた

と思います。この財団は、平成22年の4月から、従来ありました生涯学習財団と文化国際交流財団が機能を統合して設立した公益財団です。機能統合に伴い、従来、両財団でやってた生涯学習、文化振興、多文化共生、スポーツ等々に加えて、観光という仕事を1つ財団の中でやっていくべきだということを打ち立てています。そのところで、地域の魅力の内外への発信というものを定款事業の中に掲げ、この財団が文化観光ビューローの事務局機能を担う、あるいは、区としてなかなか取り扱いづらいコマーシャルベースの情報等々を含めて、積極的に発信していくという仕組みをつくってきているところです。

行政の役割の点については、ご指摘いただいたとおりだと感じております。ホテル、駅、文化施設等を巻き込みながら、21年度から22年度の観光施策を展開してきています。

今年の秋に観光協会、PR委員会、財団、区の4者で、文化観光ビューローを設置していきたいと考えております。観光協会やPR委員会の会員には、デパート、ホテル業、あるいは飲食業、商店会といった団体も所属していますので、そういう方々のご意見も聞きながら、オール新宿の形で新宿のよさを発信していきたいと考えております。

【説明者】

続きまして86番「地域と育む外国人参加の促進」について説明をさせていただきます。

こちらについて、まず一番最初の質問でございますが、ネットワーク連絡会と分科会の役割、それからこのネットワーク連絡会を拡大、強化していくことについてお尋ねをいただきました。

ネットワーク連絡会というのは、平成18年から、しんじゅく多文化共生プラザの設立以後設置した会議で、多文化共生プラザの利用者、利用団体、外国人の支援団体や町会、商店会といった多様な主体をメンバーとして、多文化共生に関しての情報交換や地域課題の解決に向けた話し合いを行ってきました。

今年度は、このネットワーク連絡会をより拡大、強化していこうということで進めておりまして、今年の6月に第1回目の全体会を開いたときに、今までのネットワーク連絡会から多文化共生連絡会という名称に変更しました。そこで皆さんと話し合って会則を定めまして、より能動的な活動をしていくための会ということで取り組んでおります。

この中で、連絡会の中に全体会と分科会をつくりました。皆さんから提案される多文化共生に関するテーマごとに分科会を立ち上げ、それぞれの分科会で課題について話し合い、解決策を出していただいて、それを全体会にフィードバックしていく、そういう役割を担ったものです。

今まで、どちらかというと、行政からの一方的な情報提供であったり、参加する皆さんからの行政に対する要望という形で終始する部分も多かったんですが、今後、参加する皆さんから課題を出していただいて、それについて会員の方が話し合い、課題を解決していくという意味で、より活発に開催していきたいと考えております。

2番目、コーディネート役としての機能を強化するというところの具体的な内容ですが、多文化共生連絡会に参加していただいている方々、いろいろな団体、利用者等がございまして、そうした方々と、我々行政、あるいは新宿未来創造財団や新宿区社会福祉協議会といったさま

ざまな主体との連携を深めていく中で、それぞれを横のつながりという形でコーディネートしていきたい。そして、全体の機能強化を図っていきたいと考えております。

多文化共生プラザの役割については、今後も重要になると認識しておりますが、中核を担う多文化共生連絡会の活性化の課題は何かということです。

多文化共生連絡会は、先ほど述べましたように、さまざまな主体が集まった会議体ですが、一部の外国人や利用団体の方の参加にとどまっている部分もございます。そうした中で、いろいろな国籍の方や、NPO団体、外国人の支援団体、新宿区内の町会、そういったところに広く声をかけながら、団体同士のつながりを強めて、連携した活動を促進していきたいと考えております。こうしたことが課題だと認識しています。

【委員】

計画事業の76番から質問させていただきます。

コストが20年度と21年度とは大きく変わっているんですね。コストが1,300万円から9,700万円というのは、どういう内容が膨らんだ結果なんでしょうか。

【説明者】

21年度、落合に佐伯祐三アトリエ記念館という施設を整備しました。その施設の整備費に約8,000万円、建設費用でかかっているというところが、事業費が大きく伸びた要因です。

【委員】

わかりました。

もう一つお聞きしたいのは、これは既に懇談会、文化事業のこの条例に関する懇談会などが行われて、パブリックコメントも行われているわけですね。

パブリックコメントについては、区民の方々がキャッチして、そこに意見を言っていくというのは、多くの方にとって、ちょっとなかなかタイミングが合わなかったり、知らずに過ぎてしまっていると思うんですけれども、このときはどのような反響があったんでしょうか。

【説明者】

新宿の文化・芸術を振興していく上で、条例に定める私たち区民、私たちみんなで取り組んでいくことが、最も大事だということが、条例策定の一連の議論の中で、繰り返し言われてきたことです。

そういう中で、パブリックコメントは、通常、条例ですとか重要な行政計画においては、条例づくりのほうで1回というやり方だと思うんですけれども、今回はパブリックコメント、あるいはパブリックコメントに準ずるものとして2回やっています。懇談会の報告書が21年10月に区長に提出されているんですけれども、区長に提出される1つ前の段階に、懇談会みずからがパブリックコメントをやっているということをやっているんですね。そのときに、73件ほどの意見を伺って、その意見一つ一つ、これは取り入れる、これはご意見として賜るというふうな形でやっているところが1つあります。

2回目は、条例、素案まで含めて、報告書をいただいた後に、今度、区長としてパブリックコメントをやっているんですね。そこでたしか113件の意見がございました。条例とか、条例

とあわせての文化振興の区に対する取り組みだとか、両方の意見があったんですけれども、10カ所の出張所を回りながら説明会なんかも行い、113件ものご意見があったということは、議会報告でも高い評価をいただけたと思っています。

【委員】

この文化芸術基本条例を具体化していくものというのは、何かまた別にあるんですか。

【説明者】

それが振興会議というものだというふうに思っています。

区内における文化芸術の振興に関する基本的な事項について調査検討を実施し、持続的な文化芸術振興について区長に提言を行うためのこういう振興会議を置くということを、最終的な条例の中では17条から19条ということで、もう少し細かい規定も含めて置いているんです。その条例が4月1日に施行になっているんですけれども、この素案とあわせて、この懇談会の報告書の中で、先ほど申しあげました28項目、ここからの文化振興、こういうことやっていくことが大事ですという提言をいただいているんですね。区長にいただいた提言ですから、しっかりとこれを受けとめて、その28項目を着実に実行していく、それがこれからの新宿の文化振興のやり方と思っています。

ですので、どう具体化していくかということと今のご質問についてなんですけれども、それは振興会議の中で、区としてどういう形で論点整理を図ってきたのか、それから、その中で、区だけで文化振興をやっていくわけじゃありませんので、いろいろな人を巻き込みながら、どういう組み立てでやっていくのかということを一たん報告をさせていただいて、またそこでもご議論いただいて、その中で逐次進めていきたいと思っています。

【委員】

基本姿勢としては、私たち区民が主体となってやるんですよと言われているわけですね。

1つの質問は、文化振興会議のメンバー構成はどうなっているのかということと、それから、その28の提言を、とりあえず具体的にどういうところから進めていきたくという案があったら、教えてください。

【説明者】

まず、前段のご質問なんですけど、この文化振興会議の関係なんですけれども、条例に基づく条例の施行規則の中で、構成員について決めている部分がございます。

基本的には、学識経験者、公募の区民の方、文化芸術活動団体、そして企業、学校という、いわゆる条例の中で「私たち区民」ということで定義づけられている各主体からそれぞれお入りいただくような形で構成員のほうは組んでおります。

それと、あわせて、ある意味、この間、条例づくりのところからいろいろなプロセスを踏んでやってきているところもありますので、学識経験者ですとか、それから文化団体の方ですとか、何名かの方は引き続きお入りいただくような形をとっています。

構成でいきますと、学識が具体的に申しますと3名になります。

公募区民は3名、文化芸術団体から3名、企業が1、学校が1、そういう構成で考えています。

【委員】

公募区民以外の方も区民なんですか。

【説明者】

半数以上は区民です。

それで、後段の28項目の提言、どれから順番にというところもやっぱり難しいところあるんですけども、かといって全部押し並べて28項目、べたにということでもないんだと思うんです。

というのは、例えばいただいている提言の中で、まち歩きのガイド制度を充実させなさいみたいなことを提言としていただいているものがあります。これは、昨年の7月2日に新宿まち歩きガイドの運営協議会というのが既に立ち上がっているんです。NPOなどと、月に1回いろいろな話し合いをやったり、実際に需要と供給のコーディネートをしながら進んでいますので、そういう具体のレベルで、いただいた提言の実現のため比較的簡単に組み入れるものもあれば、例えば顕彰制度についても提言をもらっているんですけども、こういうものは、立ち上がっている制度は何もありませんので、仕組みづくりからして、どういうふうにやっていくのかというところからすると、内容で濃淡をつけて、その濃淡についても、振興会議でご意見をいただいてやっていきたいと思います。

【委員】

条例のことについて、地域センターで説明会に出たんですけども、非常に関心が薄いといえますか、集まる人数が少なかったんですね。

その中で、そういう活動をしていらっしゃる方が、具体的にこういう場合の支援はどうなっているかとか、こういうところをもっと支援してほしいとかというご意見がいくつか出ていたんですけども、事前のPRといいますか、呼びかけがちょっと足りなかったんじゃないかなと思うんですが、今後に向けて、実際に活動していらっしゃる方たちの意見を吸い上げるようなものは、その振興会議というのだけですか。

【説明者】

何を目的として、どの場面でどういう意見を吸い上げるのかというのは、個別の場面を切り分けないと、明確なお答えができづらいところなんです。

ただ、ご指摘いただいた去年のパブリックコメントは、いただいた意見としては110何件ということで、結構多い意見をいただいたんですけども、地域によって大分出っ込み引っ込みがあったというのはご指摘のとおりだと思います。

今後またパブリックコメントですとか、地域説明会なんかをやるときには、仕掛けのつくり方とかインフォメーションの仕方、そういうところでの反省点なんかも踏まえて、より多くの方に集まっていただけるようなやり方をとっていききたいと思います。

【委員】

無形文化財についてですけども、無形の場合には、公演の機会を与えるというような形で支援していくという回答だったと思うんですけども、例えば創作舞踊なんていうのを映像で

残すとか、伝承しやすいようにするとか、そういうようなことは考えていらっしゃるんですか。

【説明者】

その辺のところは、やり方もあると思いますので、ちょっと今、にわかには言えないんですけども、ご指摘いただいたように、無形のものというのは、その人の技として持っているもので、それをどう伝承していくのかというのは大事な視点なんですね。

映像というのも一つあるでしょうし、また別のやり方もあるかもしれませんので、どういうものを補助対象にしていくのかというところは工夫させていただきたいと思います。

【委員】

78番、文化体験プログラムというのは、基本的には応募型ですか。

【説明者】

そうですね。区の広報なんかを通して、一定の期間募集をかけて、それに応募される方というところです。

【委員】

そういう貴重な文化があるということで、片方で保護する、維持するという、そういう努力と並行して、子供たちに学校教育の中でこういうものを体験してもらう、あるいは紹介していくというふうな、総合的な取り組みが望ましいと、ミニ博物館のところでも同じ趣旨のことを言ったんですけども、ここでもそういう考えはないんですか。やっぱりみんな広報を通して、興味のあった人は来てくださいという仕組みなんですか。

【説明者】

学校は学校教育の一環の中で、既に鑑賞教室ですとか、対話型鑑賞教室、これは各学校、年間の教育課程の中に組み込んで、そういう機会を持っている全校共通のものが1つあります。それと、各学校独自の取り組みとして、特色ある教育活動というところで能楽教室ですとか、茶道とか、和太鼓だとかといって、地域の中に昔からの伝統芸能なんかが盛んに残っていますので、そういうものを取り込んでいただいている学校というのも結構あります。

そういう全校共通のもの、各校で工夫を凝らしてやっているものというところがまずここで1つあって、それ以外のもとして、例えば夏休みを使って、今回計画事業にのっている文化体験プログラムは、希望される人はよかったらどうぞということで、幼稚園の子供ですかという大きな子供から小さな子供まで来てもらっている、そういうやり方も新宿としてとってきたんです。そのところで、この文化体験プログラムを例えば各学校必修のものにするというところまでは今は考えていません。

【委員】

協働事業は、区側の提案というのがほとんどなかったんですね。やっぱり区側の提案というのは、これから発掘していくという意味でも増やしていかなければと思うんです。そういう努力はどうですか。

【説明者】

そこは、正直言って、率直に悩ましいと思っています。後援とか共催ということで、私ども

のところへ持ち込まれる年間の協働というのは、100本を超えているんです。それで、70本から80本について、プログラムを精査しながら協働の仕組みに従って後援、共催、ということをやらせていただいています。その中で、ここで言うところの計画事業ですとか、予算事業というか、30本からの事業を持っている中で、ある意味、スタッフも限られていますので、協働事業のところで打って出られないというのが率直なところなんです。

【委員】

協賛には予算はかかっているのですか。

【説明者】

お金はかかっていないです。

例えば、NPOが自分たちのところでこういう文化イベントをやりたいけれども、自分たちだけだと広報媒体が少ないから、区で後援をして区の広報に載せてくれないかとか、会場の確保というようなところで場所をコーディネートしてくれないかとか、そういう役割を我々はやっているんです。

【委員】

お金を出しているのは、とりあえず協働提案事業のPR助成と、この2種類だけですか。

【説明者】

あとは、逆に、区のほうでそういう後援とか共催というような形でクレジットを出させていただくんで、その代わりに、例えば区民の優待枠みたいな形で、席数をいくつか確保してくれませんとか、そういうところで、ある意味、実質的な協働はやらせていただいています。

【委員】

計画事業の82番、「新宿区の魅力の発信」ということで、ここには観光ビューローの設置ですとか、観光案内所という言葉があるんですけども、観光案内所というのは、いわゆる駅とかのどこかのコーナーにチラシが置いてあるという程度のものなのか、それとも、スタッフの方がいて、何か聞くと答えてくださるとか、そういうものなのかということと、それからここに数が今、36カ所とか何か出てましたよね。でも、内部評価に「設置件数が当初予定していた12カ所より大幅に増えて」という文章がありまして、この辺の関連が、もし情報コーナー的なものだったら、12カ所が30何カ所になっても、そんなに予算は変わらないんじゃないかと思ったもんですから、説明をお願いしたいんですけれども。

【説明者】

観光案内所については、やり方は2つあると思うんです。1つは、直営で、区なり自治体が場所を借りて、人を雇い上げてやるやり方、それから、ホテルですとか駅なんかの協力を得ながらやっていくやり方もあります。

前者のやり方ですと、例えば一定のブースを借りなければいけないという、賃料もかかりますし、人を配置しなければいけないということで、人件費もかかります。

今回、この36カ所についてはそういうようなやり方をとってませんで、駅ですとかホテルは、道案内をしたり、情報を提供するというのは、本来業務でも持っているところなんです。そこ

に新宿区の観光のパンフレットみたいなものを置いていただいて、新宿の町中のものをご紹介、インフォメーションをしていただくというやり方をとっています。

相手があるお話ですので、ある意味、やり方は少し幅を持たせています。ラックとかパンフレット置きにしか置けないところなんかではそれだけを置いていただく。ホテルなんかですと、これもフロントに必ずホテルの人がいるわけですから、そういう人たちに、新宿区の案内所ですという看板なんか置いていただいて、例えばここから1時間とか2時間、どこか新宿のまちでいいところありませんかね、あるいは今何かイベントやっていませんかと言ったら、ご相談に乗ってもらいながら、フェース・ツー・フェースの中で情報提供をやっていただくという、そういうやり方をとっているのがこの観光案内所になっています。

それと、12と36ですけども、最初、第一次の実行計画をつくった段階では、3カ年で12カ所ということだったんですが、そもそもの趣旨、新宿の魅力をいろいろな場所でより多く発信していきたいということからすれば、12にこだわるということではなくて、協力が得られるのであれば数を増やしていきましょうということで、12が36になっています。

コストでいくと、場所が増えたから増えるということではないんですが、区の観光案内用のパンフレットは増し刷りしなければいけないということがあって、その分についてはコストが増えます。

【委員】

飯田橋の区政会館の1階のロビーに、23区のいろいろな地図、地域を紹介する地図が並んでいるんですが、新宿区のは、センスはいいんですけども、ちょっとおとなしいなという感じがするんです。他の区では、地域の特産品からお土産品からどんどん載せている例もあるんですが、新宿区は、史跡とか、名勝とか、そんなようなのが載っているだけなんですね。今後、商業的なことも、商業情報もと書いてあるところを見ますと、どんどんそういう発想もしていくということですか。

【説明者】

今のパンフレットがおとなしいんじゃないかというところは、新宿は古くからあるまちで、しっかりとしたものを掘り起こして、新宿の土地の記憶とかまちの記憶を発信していきたいのを基本コンセプトでやっていますので、今まで軸足はそういうところにあったかと思っています。

観光というと、それだけでないので、そこをもう少し選択肢を増やす意味で、情報発信していきたいと思っています。商業的な情報ということで、例えばどこかのお寺のところへ行ってもその周りでおいしいもの、という、行政ですとそれはやっぱり出せないんですよね。ですので、その辺、もう少し幅を持たせるやり方をしていきたいと思います。

【委員】

観光ビューローというのはどこに設置する予定なんですか。

【説明者】

これは組織という概念です。

【委員】

外国なんかでもそうなんだけれども、インフォメーションの「i」マークのところに行けば、宿泊所も安心したところが紹介してもらえて、観光のポイントもなんていうような、外国からの観光客だとか、そういった人たちの1つの拠点だと思うんですよ。そういう意味で、まず新宿へ来たら、あそこへ行けばという、拠点という概念はあるんですか。

【説明者】

今、それに一番近いものだとすると、都庁の第1庁舎の1階のところですよ。新宿だけではなくて、東京全体ということにはなりますけれども、新宿も一定のブースを確保して一定のボリュームの観光情報は置いてあります。

【委員】

では、そういうことは、そこへ行けば充実しているから、新宿駅周辺というか、そんなところに別に必要だとは思ってないという認識でいらっしゃるということでよろしいでしょうか。

【説明者】

決してそれだけではないんですけれども、JRの新宿駅の中にも、新宿区と、多摩地区、奥多摩のほうと、それから新宿が中央線の起点になっているので信州とか山梨の自治体との共同設置という形で観光案内所みたいなものは置いています。それが十分かどうかというのはあるかと思いますが。

【部会長】

1点だけ聞かせていただいてもいいでしょうか。

多文化共生で、質問に対する回答の②のところですね、コーディネート役としての機能強化を図っていきますという、このコーディネート役の主語は、ご担当という意味でしょうか、それともプラザという意味でしょうか。

【説明者】

ここでは多文化共生プラザが主語だにご理解ください。

【部会長】

ありがとうございます。

去年、たしか我々、視察に伺ったと思うんですが、そのときに、やっぱりそういう中間支援的機能なんだなというふうに感じましたが、その方向でやっておられるということですね。

【委員】

連携を深めて、コーディネート役をします。そういう人たちも分科会のメンバーには入っているんですか。

未来創造財団とか、社協とか、それから多文化共生にかかわる団体は、それは当然入っていると思うんですが、そういう人たちも分科会メンバーに入っている。

【説明者】

はい、入っています。

【委員】

多文化共生プラザのところなんです、私もお話を聞きに行ったときに、日本語教室と生活の支援、相談とかコーディネートもやっていらっしゃるということです。戦後、平和教育については各学校でもやっていると思いますし、区役所庁舎でもポスターの展示をやっています。けれども、戦争中に私たちが吹き込まれたいわれのない差別というものについては、是正されるようなことが全然なかったと思うんですね。いまだにそういうものが残っていると思います。

これから大勢の外国の方と共生していく中で、そういうものはやはりどこかで是正しなければ、何かのときに大きなトラブルになると思うんですね。

この分科会の中で、課題の一つとして、そういうものも取り上げていただけるのでしょうか。

【説明者】

今現在、分科会として進行しているものは3つございまして、一つは、多文化共生プラザの今後のあり方検討、もう一つは、外国にルーツを持つ子供たちの学習支援、それからもう一つは、災害時の外国人支援、この3つを現在、立ち上げておりますが、今、委員がおっしゃったような課題についても、今後、いろいろなテーマを皆さんと話し合って活発にやっていきたいと思っております。多文化共生というのは、異なる文化や違う民族の方々がお互いの違いを認め合って地域で暮らしていきましょうというのが基本的な考え方なので、外国人への偏見や差別をなくしていくといったところも含めて、分科会でも取り上げていければと思っております。

【部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、産業振興課のヒアリングに移りたいと思います。

計画事業の80番、133番、84番と個別目標VI-3につきまして、主として我々が出した質問に対する回答を中心にご説明いただきたいと思います。

【説明者】

計画事業80番「新宿文化ロードの創設」は20年度から始まりましたので、21年度は2年目ということになります。エリアの拡大につきましては、当面は現状維持というところでですけども、ロードとしての線が今後増えていく、または線だけではなくて、面的な広がりになる、先々そういったことは十分考えられるのではないかと考えています。ただ、現状としては、当面この靖国通りから青梅街道沿いということでやっていきたいと考えています。

指標につきましては、確かにご来場者の満足度という点もありますけれども、新宿区の主催事業と協賛事業が組み合わさっておりますので、総体として、その満足度の設定というのが非常に難しいという点がございます。今後の検討課題としてお応えできればということです。

このイベントの定着ということですが、21年度は主催事業が5イベント、共催イベントが13の合計18イベントということでやっております。前年の20年度から継続して同じ内容をやっている事業もあれば、また新しい形の内容ということもあります。マンネリ化することのないような形で取り組んでいきたいということで考えています。

続きまして計画事業81番「文化技術の創造性を生かした地域産業の新たな展開への支援」でございます。

これは、昨年度こちらの委員会から、同じ事業目的、趣旨にもかかわらず、計画事業では分かれていてわかりづらいというご指摘を受けまして、今回、事業統合を行いました。

ただ、内容的には事業統合による枝事業の位置づけ変更ということですから、予算上の影響はないということになります。

2番目で、文化創造産業育成委員会につきましては、平成21年12月に、最終提言ということで、「文化創造産業の育成に関する提言」をちょうだいして、一定の仕切りをつけたところですけれども、今年度も継続してこの委員会は開催予定ということです。

3番目、インキュベーションセンターの計画内容等につきましては、中小企業の創業支援、非常に重要な視点だと思います。その際、文化創造に関する業種の新たな展開を支援していきたいということで、区有施設の活用を考えておりまして、23年度中に開設を目途に、現在、計画を進めているところです。具体的な場所としましては、高田馬場駅の近くに、現在、シルバー人材センターが入っている建物を予定しております。

4番目、ものづくり産業支援については補助金交付のみの事業という形になっております。

続きまして、計画事業133番「（仮称）産業振興基本条例の制定」でございます。

こちらにつきましては、今月の24日に懇談会のほうから最終提言が区長に提出され、現在、それを受けて、区としての考え方をまとめており、今後はパブリックコメントを予定しています。パブリックコメントにつきましては、9月下旬以降ということで考えております。

懇談会の構成につきましては、区民委員も入った構成ということで、合計13名で構成されたものとなっております。

計画事業84番「商店街活性化支援」でございます。

活性化の実績2件の2件の概要については、具体的な商店会名を含めて、記載のとおりです。

内容のマンネリ化については、非常に重要な視点かと考えております。一方で、地域社会にとって、商店街が例えば夏の時期に子供を集めてちびっこふれあい祭りをやるというようなこともございます。こういったものは地域社会の一つの暦として定着している。毎年同じことをやって、地域の方々は非常にそれを楽しみにしているということもありますので、単に同じ内容を毎年やっているからマンネリ化しているというようなとらえ方はしておりません。ただ、漫然とやっているような内容等については、審査会等を通じてきちんと見ていくことは非常に重要なことと認識しております。

助成を受けた商店会からの報告に基づいて正しい評価が得られるか。これは、実際に商店会からアンケート形式でその事業についての率直なところのコメントが返ってきておりますので、担当課でしっかり見ていくことで対応しているところです。

個別目標に関するものでは、この個別目標にぶら下がる経常事業4事業の内容については、記載のとおりですのでご確認ください。

【委員】

計画事業の80番の予算についてのお尋ねなんですが、この文化ロードの創出ということで、主催イベントが5つ、共催イベントが13ということなんですが、ここのコストに上がっている

事業費というのは、主に主催イベントの費用が大きいということですか。

【説明者】

ここに上がっている経費は、すべて主催事業についてです。

共催イベントについては、区のほうから何らかの金銭的補助は一切ありません。

【委員】

協議会というのがありますよね。協議会のメンバーは、どんなメンバーですか。

【説明者】

これは、お手元の資料で、共催イベントが入っている資料に主催欄があると思いますけれども、こういったところがメンバーになっています。

【委員】

技の名匠ということでマイスター制度というのをつくっていらっしゃるというお話で、具体的にはどんな技がマイスターとして認定されているのかお聞きしたいのが1つと、それから、中小企業振興というところでは、想像するに、個人商店なんかは本当に今、後継者の問題があると思いますけれども、中小企業、やや大きくなったレベルの企業でも、そういうことが円滑に行われていないのではないかということで、こういう振興策はやっていらっしゃるということがあるのか。その2点についてお願いします。

【説明者】

マイスター制度では、例えば21年度は、東京手書き友禅の方、やはり染織関連業で日本刺しゅうの方、印刷関係では活版印刷、それから上落合の帽子の製造の方、それから金型原形彫刻の方、管楽器関係の修理をする技能をお持ちの方、こういう方々をマイスターとして認定させていただきました。

それぞれの方々の事業規模を見ますと、非常に小さい事業規模になっております。

このマイスター制度事業の趣旨としては、規模は小さいかもしれませんが、非常に優秀な技術、技能をお持ちの方々で新宿区で実際事業活動をされている。そういった方々を表彰させていただき、表彰した暁には、いろいろなところでPR、応援していきたいというところがあります。例えば昨年12月には消費生活展というのが西口の地下の広場のイベントでブースを出させてもらって、その前年マイスターになった方に出演していただいてPRをしていただいた、そういった例があります。

【委員】

インキュベーションセンターを仮称として設置するとありますね。こんな名前のセンターをつくる予定なんですか。

【説明者】

名称については、仮称ということで未定ですが、機能としては、インキュベーション機能、いろいろな訳し方がありますが、いわゆる創業支援の施設としてのものをつくるということです。まだあくまでも仮称ですので、何ともこれ以上は言いようがないんですが、片仮名用語については十分わかりやすい名称に努めていきたいと考えています。

【委員】

創業支援というかどうか例を考えておられるんですか。先端技術だとか、そういうところに対してインキュベーターの役割を果たしますということでの中小企業創業支援センターか、学生たちが何か物事を始めるのをインキュベーションに入れて、新しい技術に仕立て上げていくという思いがあるのか。その辺はどっちなんですか。

【説明者】

その中身も含めて、今、検討中というところであるんですけども、一般的に創業していきたいときに、一定の場を確保しなければいけない。ところが、場の確保といっても、創業間もない体力も弱いちはなかなか確保できない。そういった人たちへの場の提供、それと創業に当たり税金、特許など関係する問題が出てくると思いますが、インキュベーションマネージャーを配置して相談に乗るといったことを予定している施設ということです。

【部会長】

計画事業84番についてどうですか。

【委員】

魅力ある商店街づくり支援というのにとぎわい創出支援の差がちょっとわかりにくいのと、それから今回、この辺の指標が去年と変わって、達成水準のところの指標2と指標3は新しく考えていただいているんですが、ここはかなり差が出てくるのは、どう考えていらっしゃるのかというところをお聞きしたいんですけども。

【説明者】

「魅力ある」は、いわばハード整備というか、街路灯であったり、商店街のカラー舗装、そして「にぎわい創出」のほうは、いわばソフト部分ということで、大売出しなどイベント系のものということで分けているところです。

指標については、この間の議論の中で、わかりやすいものということで考えました。結果として、指標2は実績が上がっているけれども、指標3はまだまだというところのご質問かと思います。この数字は実際に商店会からの実績報告をもとに拾うわけですけど、指標3については40%ということですから、少し力を入れていかなければいけない。また、件数的に見ますと、指標2は実際に補助を受けた商店会の件数が非常に少ない形になっております。指標3は、約80のイベントの結果の報告を受けていますが、商店会約60で複数のイベントをやっている場合もあり、商店会の数は詳細にはすぐ出てこないです。すべてがすべて効果があったという回答がいただけなかったという点で、こういう結果になったのかと思います。

【委員】

商店会サポーターのことについて伺いたいんですが、商店会サポーターというのは、全部非常勤職員の方ですか。

【説明者】

はい。

【委員】

回答を見ますと、役員会などにサポーターの方が参加して、積極的に助言指導を行うとあり、区が指導してやっているという感じを受けるんですが、地元の商店会の中から、こういうものを空き店舗に入れたいとか、こういうふう商店会を向けていきたいとか、そういう意見は出てこないんですか。

【説明者】

趣旨としては、商店会の活性化の主体は商店会自身、商店主さん自身なんです。その方々がどういうふうにしたい、どうすれば活性化するということを考えていただかないと、行政が考えてこうすればいいという、そういうものではありません。ですから、商店会サポーター自身も、それぞれの商店主さんたちから出てきた相談、悩み、こう考えているがどうしたらいいだろうとか、どこかに相談するところはないかとか、そういうことに関して、アドバイス、助言しているという形での業務活動を行っています。

【部会長】

サポーターには、中小企業診断士とかそういう方はいましたか。

【説明者】

今いる職員は、前歴としては、東京商工会議所なんです、23区にもいろいろ支部があります。それで、営業相談とか、そこで事務局長などもやった方、信用金庫を退職された方がいます。

【部会長】

それなりの専門性のある方が、その見地から相談に乗っているという、そういうイメージですね。

【委員】

何人ぐらいですか。

【説明者】

4名です。

【委員】

産業コーディネーターというのは何人ですか。この方も非常勤職員ですか。

【説明者】

産業コーディネーターは2名です。

非常勤職員ですけれども、これは単発の形になります。ですから、週何回出勤するとか、そういう形ではありません。商店会サポーターのほうは、週4日、人によって若干差はありますけれども、主に常勤に近い形です。

【委員】

全部で1.1億ぐらい使っていますね。これを審査して、評価して、次にどう展開するかというプロセスがすごく大切だと思うんですね。

この審査は外部審査2名と課長と3人でやると。その辺はもうちょっと、商店街の区民とか、若手だとか、そういうのをひっくるめて、何かやっていくというつもりはないんですか。そう

いうことによって、もっと広がることもあるかなと思うんですけれども。

【説明者】

そうですね。補助金の、ものづくり産業支援などは、審査会自体はかなりのメンバーで充実してやりますけれども、審査をパスしていますので、その後はあまり追っかけということはやっていません。

ただ、この商店会の場合、実際に審査自体はこじんまりしたものであっても、先ほどから出ているように、商店会サポーターが、それぞれのイベントにも顔を出していますし、路灯の工事をやっていけば、そこにも見に行ったりしてしまして、そしてまた翌年度になっても、あのおとき街路灯を新しく変えたけれどもどうなんだみたいなところでは、実績と、実際にそういう効果があるのかどうか、ずっと追っかけるような形でやっていますので、それを組み合わせる形で、この金額の使途については、きちんと検証されています。

【部会長】

個別目標Ⅵ－３としての質問への回答については、追加でのご質問ございませんか。

【委員】

区報に生鮮三品特売というのが必ず何か出てまして、何だろうと思っていたんです。これは、予算もそんなに高額なものとも言えませんが、どういうふうに使っているお金なんですか。

【説明者】

区報などにも出ているのは、生鮮三品の中の魚、鮮魚組合というのがあるんですけれども、魚のおろし方教室というのをやっていまして、区民の方に一般公募して、魚の食べ方、調理方法のご紹介などで、食材としての魚を買っていただく、ファンになっていただく、そういうお客さんを増やしていくというような取り組みの事業経費です。

それから生鮮三品のそれぞれのお店で年1回、昨年の場合ですとエコバッグみたいなものを配布して周知という、そういった際の広報活動費などが主な経費です。

生鮮三品については、産直をやっていた時代があったと思うんですけれども、最近はどうありませんで、今お話したような事業をやっています。

【委員】

文化創造産業の育成に関する提言というのは、公表されていますか。

【説明者】

はい、公表させていただいております。ホームページでも見られます。

【部会長】

どうも長時間にわたりましてありがとうございました。

それでは、引き続き総務課にお願いしたいと思います。ご説明お願いいたします。

【説明者】

平和の事業についてです。

平和展、ポスター展、平和派遣といったのものは、区が主体となってやっている事業ということになりますけれども、昭和61年に新宿区では平和都市宣言というものを宣言しました。そ

れに基づき、さまざまな形で平和の尊さを訴えていくということで事業を展開してきております。平和派遣の参加者たちでつくっている平和派遣の会というのがありまして、その会が中心になり、語り部の方をお招きしてすいとんを食べながら戦争の体験談を聞いたり、当時をしのびながら、平和の尊さを感じていただくといったようなすいとんの会、また、平和派遣の会の報告会というの、平和派遣のOB会と協働して行っており、当日の運営ですとか司会進行といったものについては、平和派遣の会の方たちが司会進行をするというような形で、企画、発表方式などについても、今年派遣された方とOBの方と相談しながら、去年などはスライドを使って、途中にクイズ形式を入れて会場の方とコミュニケーションとりながら、派遣された方たちだけじゃなくて、派遣された子供たちの友人ですとか、友人の親御さんにも広く伝えていくというような仕掛けをつくり、工夫を凝らしてやっているところです。

【委員】

平和派遣事業については、このように親御さんも、ご家族で目を向けて応募するって、すばらしいと思っているんですけども、実際、毎年に応募者はどのぐらいいらっしゃいますか。

【説明者】

年によって違いますけれども、組数で言いますと、約30組ぐらい。

【委員】

そこから選考していくわけですね。そのポイントはどんなところなんですか。

【説明者】

簡単な作文といいますか、応募の動機などを書いていただきますけれども、やはり1つのポイントになってくるのは、親子で行っていただくということで、お母さん、お父さんにも出してもらいますので、自分たちの子供と一緒にいくことの意義みたいなものが書かれている方というのが、どうしてもポイントが高くなってくる。子供たちとどういうふうにコミュニケーションをとりながらそういうものを伝えていきたいのかという、ここは重要なポイントになっているところです。

【委員】

区民全体に対する平和の認識活動というのは、何か他に事業はあるんですか。

【説明者】

平和展として、終戦記念日から広島、長崎の原爆投下を中心に、区内3カ所、本庁舎の1階ロビー、歴史博物館、コミュニティセンターの会場で、それぞれ10日間か2週間ぐらいの間隔で、1カ月にわたって展示等をしています。

現物の展示のほか、歴史博物館でやるときには、あわせて軽音楽コンサートを、こうやって音楽を聞いていられるというのも平和であればこそということで、展示だけではなかなか来ていただけないので、そういった工夫を凝らしながら平和展と平和コンサートをやったり、それから3月15日というのは、新宿では平和都市宣言をした記念の日になっているので、毎年3月15日に合わせて戦争体験を語っていただいたり、あるいは戦争についての講演会とか、あわせてコンサートをやるとか、映画をやるとか、そういったことで去年は230名ぐらい参加者があり

ました。

【委員】

それはどこやったのですか。

【説明者】

それは四谷の区民ホールでやらせていただきました。

【部会長】

もはや親が戦争体験者ではないわけですね。親子という切り口にこだわるのは、家庭の中でそういう話題が出てほしいということなのか、政策上の意図についてはいかがでしょうか。

【説明者】

親子の派遣ですとかポスターというのは、戦後65年たちまして、どんどん戦争についての記憶を語れる人も少なくなっている中で、これから未来を担う子どもたちに、やはりもう一度悲惨な体験があって日本が現在平和であるということ、今日、日々の平和な暮らしがあるのは、こういった過去の経験から来ているものだということを子どもたちに伝えていきたいということで、子どもたちに対する啓発というふうにシフトしてきているところです。

【委員】

平和マップを拝見したんですけれども、あれは平和記念碑と平和堂をめぐるような構成になっていますよね。戦争を体験した人にとっては、それなりの感慨があると思うんですが、全然戦争を知らない人がそこを回って、果たして戦争ということを考えたり、平和を希求したりすることになるかなということをちょっと考えたんですが、何かのデータで、現在、中学生の3割ぐらいは死ぬということがわからない。死んでもすぐ生き返るんじゃないかというふうに考えているところがあるという記事を読んだことがあるんですが、その人たちに戦争の悲惨さをどうやってわからせるのかなと思うわけですけれども、やっぱり語り部とか、あるいは映像とか、そういうものによって働きかけるのが効果的なんでしょうか。

【説明者】

さまざまな方法で取り組むことが大切かと思っています。語り部の方たちのお話を聞いたり、あるいは戦争の映画みたいなもので感じ取っていただくという方法も一つだと思いますし、平和マップについては、新宿区の中にも当時のそういった、例えば焼けた狛犬ですとか、空襲で焼けただれて、そここのところの成長がとまって形が異形のまま大きくなったイチョウの木などが掲載されています。どうしてこういうふうになってしまったのか、というところから少しずつ考えてもらうきっかけをつくっていくことが大切では、と。悲惨な映画だけを見て怖いと言うよりも、今日の平和な暮らしというのがあるのは、そういった、街角にまだそういう陰が残っているというようなところを伝えていけたら、一つ一つ見てもらうことで、何か話すことのきっかけになってもらえればと思っています。

【委員】

平和都市宣言をしたのは3月15日というのは、東京大空襲の日と関係があるということで設定したんですか。

【説明者】

3月15日というのは、新宿区の成立記念日ということもありました。昭和61年3月15日なんですけれども、60年に区議会で新宿区は平和都市宣言をすべきだという決議がされて、昭和60年といたしますと、まだソ連がカザフスタンで核実験をやったりといったのが60年の当初にありました。そういったことがあって、まだ東西冷戦を完全に吹っ切れてないような時代で、核の恐ろしさというのを改めて感じて、翌年の3月15日、新宿区の成立記念日に合わせて平和都市宣言を行ったということです。3月は東京大空襲もありますんで。ただ、直接的には、その3月15日とは関係ありません。

【委員】

8月15日に合わせたイベントというのは何かやっているのかなと思って見たんですけども、格別ないんですね。

【説明者】

先ほどご説明させていただきました平和展というのは、8月15日を中心に3カ所でやっています。8月15日当日ではありませんけれども、直近の土曜日に平和展を開催している会場でコンサートをやったりといったことで、ちょうど長崎、広島の前爆から8月15日の終戦記念日を中心に平和展を実施しています。

【部会長】

どうもありがとうございました。

では、最後の企画政策課に入りたいと思います。まず、質問への回答の概略をご説明願います。

【説明者】

まず最初の（仮称）自治基本条例の制定ですけれども、こちらは区長と議長が平成19年11月2日に、条例の制定に向けた基本方針及び検討体制等に関する協議書を締結したところから始まっています。さらに遡りますと、基本構想、基本計画をつくっていくときに、自治のあり方というところで条例を制定したらどうかという区民会議からの意見などもありまして、区長のマニフェストの中にもあるといったところでスタートしたものです。

昨日、素案がまとまり、区長と議長に提出させていただいたところで、第3回定例会にこの条例案を上程する予定です。

会議の構成は、区民の方32名、それに議会、区という三者の取り組みになっておりまして、こうした条例の制定について三者で取り組むというのは他には例がないという、珍しいといえますか、初めての取り組みだったと考えています。

区民検討会議の委員の他に、多様な区民の意見を聞こうということで、区民討議会、アンケート、地域懇談会など、さまざまな手法をとりながら、多くの方のご意見をいただきました。

続けて、特別区のあり方の見直しと自治権の拡充につきましては、東京都と特別区の間で事務的なものを、都から住民に最も身近な基礎的自治体のほうに持ってこようという取り組みです。18年度の末から取り組みが始まったもので、444の事業についての取り組みを考えていく

といったことです。

そもそもは、20年度中に一定の方向をつけるということでしたけれども、その間に、任意共管事務と申しまして、法令等に明確に東京都が行うことと定められているものではないような事業ですとか、東京都と特別区側と重層的にやってもいいようなものもあったり、そのあたりの考え方をどういうふうにとっていくかというようなことや、人口規模50万人程度以上の自治体という話も出て、特別区側としては、そういうことを前提に話をしているのではないといったようないろいろなことがあり、遅れているところです。

そうした新宿区だけで解決できる内容ではないものが計画事業にのっているということもございまして、計画事業としては進捗が遅れているといったようなことです。

方向性は、手段改善とさせていただきますけれども、法にのっとったものについては、1つの事業を除いて基本的な方向が見えてきたということがあります。特別区側としては、それについて推進していきたいところですが、都側としては、任意共管事務を含め、特別区の区域のあり方もセットでやっていくべきものだろうというところで、主張が食い違っている部分もありまして、特別区としては、例えば児童相談所の移管についてですとか、教員の任命権ですとか給与などについては特別区側でやるんだと、もうそこら辺を早目にやっていこうと、東京都とすり合わせる前に、こちら側で準備していこうといったような取り組みで今のところ進めています。

【委員】

自治基本条例は、アンケート、それから区民討議会と地域懇談会、パブコメも、その4つが区民から直接吸い上げた意見ですね。

区民検討会等ですごく討議されて、出てきている内容に対して、一般区民から上がってきた意見というのは、どのぐらい素案に反映されていますか。

【説明者】

例えば、市民主権とか住民主権とかという言葉がありますけれども、このあたりはどうか、区民の定義についても、区民と住民の関係はどうか、というところは、パブコメや地域懇談会でもいろいろと話題になりまして、考え方の理解を得ながら、直すべきところは直していく、三者で決めたからもう決まっていますということではなく、文言等で整理できるものについてはご提案を入れていったという状況です。

【委員】

十分反映されたと思いますか。

【説明者】

パブコメや地域懇談会に当たっては、素案の前の骨子案というところで実施しており、その骨子案の中から、また素案に落とし込むに至るところに、そうした意見を踏まえながら三者でもう一度練り直したというような状況もありますので、どの程度というとなかなか難しいんですけども、いただいた意見をなるべく反映させていただくように考えておるところです。

【委員】

実際、トータルで、その4つに参加された区民の数というのは……

【説明者】

地域懇談会が3回で104人です。パブコメは、件数的には10人で30件だったと思います。区民討議会は1,500人の方々に応募されませんかというお手紙を差し上げて、それにお応えいただいたのが156名。60人定員で予定していましたので、そこから抽せんして、60人。当日欠席の方もいらっしゃいましたが、全体でも60人のうちで57人、ほぼ手を挙げていただいた方は来ていただいたというような状況でした。そういった取り組みを行っているNPOの方も、1,500人に対して156人という10%を超えるような方が応募してきてくれたのは初めてですと驚いていらっしゃいました。新宿区の方の積極性といいますか、意識の高さというようなところも評価していただいたところで、一般的には、よくて4から5%ぐらいというお話でしたので、私どもも大変うれしかったところです。

アンケートは、2,500人の方を対象として出させていただきまして、915人の方に返送していただいたところです。

【委員】

計画事業2のほうで、任意共管というのはどういう事務ですか。

【説明者】

区分としては、444のうち、2つに分かれていまして、1つが法令に基づく事務ということで36あります。任意共管事務というのが108です。

任意共管事務の対象は、例えば法令で東京都がやりなさいというふうに定められていないもので、治安対策や公園等で、これは全体でいくつあるかというのはなかなか見えないものから、東京都と特別区側で、法令には定められていないけれども、この事務は特別区で行うことができるのではないかといたったようなところで事務を抽出してきたものが108です。こちらの任意共管事務の検討は、22年度4月以降に入って、今やっているところでございます。

【委員】

新宿区の姿勢はどうなんですか。

【説明者】

新宿区としては、やはり区民の皆様の声などが一番入ってくるのが新宿区という認識でおりますので、事務についても、区が行えるべきものはすべて区で行うと考えているところです。

ただ、仕事だけが増えますと大変なことになりますので、仕事に対する職員の体制ですとか、財源的な裏づけなどもきちんととった上で、区でできることはなるべく区でやっていこうという姿勢でいるところです。

【委員】

直接の話じゃないかもしれないんですけども、こういう話の周辺というか、先には、今の23区体制が、広さだとか人口だとかを含めて妥当なのかという議論というのはやっぱり必ずありますね。この場では、その辺の議論というのはどうなっているのですか。

【説明者】

ももとはそういった区域の議論はない形で始まったものでしたが、都側も、こういった事務を特別区に渡すに当たっては一定程度の人口規模が必要なのではないか、一定程度の大きさがないと担えないのではないかということを途中から言うようになりまして、その一定程度は50万人以上というようなところで、一時期、それがセット論で進みそうになった時期もあったんですけども、特別区側としては、その検討は別途しなくてはいけないかもしれないけれども、今話をしている事務事業の移管の話と一緒にするべきではないということで、基本的には、その話にはまだ乗っていないです。

23区それぞれ60年余の歴史がございますので、地域特性等を考えると、事務のあり方の中で、どの区とどの区が合併したらいいというような話というのはすぐに乗れるものではないと考え、都側に対してはそのように回答しているところです。

【委員】

では、そっちのほうの課題は、格別にそういうことを討議する場は今のところないんですか。

【説明者】

それは、22年からだったと思いますけれども、東京都の自治のあり方検討会というものができまして、そこには東京都と特別区と市と町村といったところで今、協議を行っていて、いろいろな状況について検討している最中で、一方で最近、大阪府で、東京都のような仕組みがいいのではないかという意見も出てきておりますので、そういったところも踏まえながら検討しているところです。

【部会長】

都区制度改革について、23区の足並みは一応そろっているんですか。

【説明者】

基本的なところでは、23区の特別区長会などで各区の意見を集約しておりますので、そうした中で、実際には幹事会みたいところで検討に当たっています。

【委員】

今後、法制化というのはいつの予定なんですか。

【説明者】

これは まだまだです。

地域主権戦略大綱が6月に出たところですけども、国のほうも各省庁別に見ますと、なかなか出てきてない状況もございますので、少し時間がかかるのではないかと思っているところです。政府がどのような働きかけをし、全国市長会などで私どものほうからも主張していくといった中で法制化が進んでいくというような状況です。

【部会長】

どうもありがとうございました。

〈休 憩〉

〈再 開〉

2 補助事業評価の取りまとめについて

【部会長】

これから先の時間は前回までにやっておりました補助事業の評価について、部会としての評価を固め、かつ、意見も整理していくという審議を行いたいと思います。

【事務局】

前回、お風呂の件でご質問があったことについて、ご報告させていただきます。

ふれあい入浴の21年度の対象人数は8万3,169人が対象になっていたんですけれども、対象者の内訳は、60歳以上の方が7万9,000人、手帳保持者が3,700人、児童育成手当が452人です。そのうち、入浴証を引きかえに来た人が2万人とのことです。

それから、公衆浴場を使った入浴サービスは、他区でどういう状況になっているのというお話がございました。最新の情報はありません。19年に職員が個々に聞いた内容なので、今どうなっているかわかりませんが、ほとんどの区で何らかのサービスをやっていたようです。敬老の日などの単発的なものは各区でやっていたようです。が、入浴券ということでは、7区ほどが配っていたようですが、その対象は、区によってまちまちです。

【部会長】

では、補助事業の評価の審議に入らせていただきたいと思います。

補助事業の番号1「協働推進事業助成」2「地域協働事業への支援」3「まちづくり活動助成」は、比較的似た趣旨の固まりということなんです。

さて、これについては、Dという方はおられないんですけれども、A、B、Cがかなり混在をしております。

【委員】

1番については、助成がないと事業継続ができないという団体に対する助成のあり方を、もうちょっと両方の違いを明確にした助成のあり方の見直しがあってもいいんじゃないかという意味合いで、BとCの中間的としたところす。

2番についても同様です。助成の内容が随分まちまちだということがまずあります。要は、これもそろそろこの場合のお金の使い方をガイドラインとして示していくべき時期ではないのかという意味合いです。

3番も同様です。助成そのものを否定するわけではありませんけれども、助成のあり方の具体的なガイドラインを示すべき時期に来ているのではないのかという意味です。

【委員】

私は、1番は、BでもCでもいいんですけれども、より拡大的に進んでいって欲しいという意味で、Aはつけられない。もっと頑張れということです。

2番は、使い方がマンネリ化しているのではということで、地域協働という名前をつけているからには、もっとちゃんと協働でできるような事業をしたほうがいいということで、抜本的に見直し。

3番も、実際には団体助成みたいな感じで、もうちょっと地区協が地域のまちづくりのために使っているということを事業内容を審査して助成するというような、それとやっぱり何かば

らばらな感じがするんで、もうちょっと統一されたような事業助成というのにしたほうがいいという意味で、Cです。

【委員】

1番は、NPOを育てるという意味で、助成したほうがいいと思っています。

2番については、最初に事業計画を立てますよね。それに対して、その活動費の半分を助成されるんですけども、最後に残る場合があるんですね。そういうときに、多少でも努力して残った場合は、それを返す項目というのを何かつくっておくべきだと思います。

【部会長】

地区協みたい組織は、今、全国の自治体でたくさんありますけれども、助成金について、繰り越しを認めている自治体がありますね。

【委員】

地区協議会の今の状態は、成長の度合いはさまざまです。そこに一律200万円ずつ与えるというのは、私はよくないと思います。それを有効に使うところもあるし、これをどうやって消化しようというふうに苦心しているところもあるわけですから、事業ごとに助成するという形で、余ったのは戻す、返還するということをすべきだと思います。

【部会長】

じゃ、Bというふうになりますか。あるいはCならC。一応Bとしますか。

【委員】

はい。

【委員】

私はA、B、Bとつけましたが、1番目に関しては、回数などの制限が22年度からはできている。21年度にはなかったんでしょうけれども、そういう方向性が見えているので、その辺が考慮されていればいいのではないかとあって、Aをつけました。

2番のBについては、1番のような規模の助成金を申請する団体とは全く別のもっと規模の小さい団体は多数存在すると思いますし、逆に規模が大きな助成金には手を挙げにくい。本当に数万円あれば、自分たちの活動が円滑に、かつ楽しく有意義にできるという団体は多いと思うので、これはそういう団体に向けて非常に有効なものだと思うんですが、ただ、どうしても地域センター、出張所にもともとつながっている団体でないと、伝わっていないのではないかと。もう少しさまざまな団体に周知して、一定団体が繰り返し使うのではなくて、毎年かわるがわるいろいろな団体が恩恵を受けるような仕組みにならないと、広く地域のためにならないのではないかとあつので、Bをつけました。

3番目は、これも皆さんおっしゃるように、一律200万がほんと協議会に行ってしまうのは、使い方としてどうなのかというのは私も実感したところですが、今後の方向性として、何か交付金という言葉があったときに、交付金は団体助成とどう違うのかが、質問し切れなくて、理解できていせんが、何らかこれは今のままではいけないという考えが区のほうにもあるとは理解できていますので、どう変わっていくのか期待を込めてBとしています。

【部会長】

1については、最初の委員がおっしゃったのは、この仕組み自体はいいけれども、助成抜きでも継続できる活動なのかどうかということを区別をして制度を再構築すべきだ、そういうご意見でしたでしょうか。

【委員】

お金を支援しないと続かない団体もあるし、一方では自立を促す意味で、期限を切って助成をしてしかるべきだというのものもあるし、その辺を目的に応じて、一律に切ってしまうんじゃないかと分けて、前提のあり方を改革改善する余地があるんじゃないかという意味で申し上げたつもりなんです。

【部会長】

皆さん、この事業については、比較的肯定的な評価だったように理解しましたがけれども、協働事業という形、ある意味で、実験的に、先駆的・開拓的事业にチャンスを与えるということをやっていると思うんですね。その結果、これは非常に公益性が高く、ひょっとしたら区が直営でやるべきなんじゃないかというような事業がもしあったとすれば、それはやっぱりしかるべく別な体制をとって、専門性のある団体に委託するなり、区が直営ということは今どきないかもしれないけれども、協働事業で見出された先駆的な事業に新たな実績を与えていくみたいな、そういうこともある得るんじゃないかと思うんで、そういう意味でも、これまでの協働事業の成果を少し検討して、再構築すべき時期なんではないかという気がします。だから、Bなのか、Cなのか、今ちょっとにはわかないは言えないんですけども。

今の意見がそのまま2にもつながっていて、私は協働事業提案制度の審査みたいなことをいくつかの自治体でやっているんですけども、二、三きらりと光るすばらしい提案があるんですね。ああいう提案にチャンスを与える、出張所につながっていない団体が提案で出てきて、それで地域の人も知らなくて、地域にこういう人たちが活動してたんだなんていうことを初めて知って、それでチャンスが与えられ、受け入れられていくといったような、そういうメリットがあると思うんですね。

そういう民間の側から出てきた先駆的な事業に対してチャンスを与えるという段階がまずあって、1の事業なんかは、そういう段階で、大体新宿区にどのぐらいのパワーがあるだろうかということが一応一巡したという時期だとすると、それを踏まえて見直したらどうかと。確かに、新宿内に存在しているNPO法人は、ほとんど全国団体なんですね。あまり新宿区に目を向けていなさそうですが、たまたま新宿に立地した縁で、新宿区にかかわる場合もあるかもしれません。そういうものがどのぐらいあるのかとか、そういう少し先駆的、開拓的な事業にチャンスを与えたことの数年にわたる結果の評価を見直すべきではないかと思います。

2番目の協働事業については、規模の小さな団体が使いやすい仕組みとして貴重だと私も思います。しかるがゆえに、新しいニーズに対応した新しい団体が出てきやすいような運用が必要であるという意味では、Bがいいのかなと思いますけれども、ばらまきの感じもあるという実態があるんだったら、どうなのかと思うけれども、個人的にはBという感じがしております。

3番については、地区協議会は、全国的に恐らく2割ぐらいの自治体が今やっている仕組みと同じ性質の仕組みだと思うんですけれども、単なる自主団体ではなくて、その地区の代表制を有している。極端に言うとも地区の議会みたいな存在で、ドイツがまさにそういうふうに応用されています。日本の場合は選挙したりしていませんので、もちろん地域の議会という雰囲気ではありませんけれども、それでも地区を代表し得るようなメンバーが委員になっておられるんだと思うんですね。

そうすると、従来の町会とか地区長連とかとの関係が問題になってきていると思うんです。

ヒアリングのときのときのニュアンスでは、はっきり言われたわけじゃないんだけれども、町会、自治会と地区協とは違うんだと。役割分担とか棲み分けが完全にできていて、町会のほうは粛々と地域が必要としている身近で軽易な公共サービスを今後も担っていく実働部隊という形、それに対して、地区協は、地区代表的な存在として再編していくという方向と伺ったような気がするんですね。ちょっと受け取り方が違うかもしれませんが、もしそうすると、ますます地区協というのは、地区の総意を表明する審議機関だというふうになっていく。そうすると、そういう審議機関が、議会運営上のものとして自由に使える予算を持つのは当たり前だという話なんですね。

したがって、今、全国の自治体で、地区協類似の組織では、多かれ少なかれこのような交付金が与えられています。その額はかなりさまざまです。200万というのは多いほうです。宮崎市みたいに、固有のそのための税金を取っているところはもっと多いですけども、一般会計から出しているというような自治体の事例として、200万円というのはかなり多いですね。

そういう性質のものとして、200万というのは、額は多いけれども、割と自然だなと思うんですが、ただ、これが是認される前提としては、やっぱり地区協の性質をはっきりさせ、条例上の根拠をはっきりさせた上で、地区の総意を表明する審議機関として再編成するということが必要なんじゃないか。

今のままですと、今の地区協で一律200万ってどうなのかなという、これが本当に区民の素直な健全な目線だと思うんです。もうちょっと自治基本条例等の制定の中で、地区協にかわる地域自治組織の再構築が行われて、地区の総意を代表する審議機関としての機能が確立されれば、こういったことをやってもいいのかなと。

結論から言うと、やっぱり自治基本体制のもとでの再構築ということを課長がおっしゃいましたので、これもCなんじゃないかというふうに思います。一遍そうやって地区協議会を新たな基礎の上に据え直すということは僕も必要だと思いますし、事業担当課もそういうふうに考えておられるということであるならば、Cという気がしました。

【委員】

200万という各協議会に与えられる予算の使い方についてお伺いしたいんです。これは自分たちがボランティア団体を長くやっていると、いろいろなところでボランティア、ボランティアというふうに言われて、地区協議会に出てきた人たちも、もちろん公募で手を挙げた人たちもいますけれども、どこへ行ってもボランティアであると。こういう組織でお金がついたとき

に、その200万というのは、結局マップをつくる印刷費になるとか、何かメダルをつくって安心・安全のためにみんなで活動して、そのメダルをみんなに配って、町中を歩いてチェックするとか、何かそういう活動の政策のために使われたんですけども、そういう200万が、作業をしたり、話し合いをしたりする委員のために使われるということは、考え方としてはいけないんじゃないでしょうか。

【部会長】

それは出していいと私個人は思うけれども、例えば宮崎市はそのために住民税に超過課税をして、わざわざ税金を取っているわけですね。そうすると、税金を使うということで、自治会長を中心に、コミュニティー税使途検討委員会という委員会がつけられて、ものすごく手足を縛ったんです。今、ちょっと緩和していますけれども、例えば丸投げになる工事請負費に使ってはいけないとか、賃金、事務局の運営費に使ってはいけない、そうやって手足を縛る傾向にあります。そうすると、新たな地域自治組織で発想して、マップづくりに携わった人も、実働した人はみんなボランティアとしまう可能性もあるということです。だから行政なり、あるいは地域自治組織の方なり、あるいは区民の皆さんがどういうふうに考えられるかによると思うんですよね。

【委員】

多分、区民の意識の中では、そのような話し合いに出ていく人は当然ボランティアだろうと。そこに人件費がつくことについては、すごく大きな抵抗があると思うんですが、何か新しい組織をつくる際に、その辺の意識改革もしていかないと、地域に住んでいて、主立った活動をしている人は、どんどんいろいろなところに組み込まれて、全部ボランティアになってしまう。

【部会長】

そうです。その点でもう一つつけ加えさせていただくと、この新たにできる地域自治組織が審議機関というふうに純化するとすれば、むしろ実働するのは、審議機関に申請をして、オーケーをもらって、事業をやるそれぞれ市民活動団体だったり、NPOだったり、場合によっては町会だったり、ただ、この地域自治組織自体は審議機関で、お金を出すだけで、実働は別な人と。その中に地域自治組織の構成メンバーが入っている場合もあるかもしれませんが、その場合は、審議をちょっと外れていただくということなんでしょうけれども、そういう構図になる可能性もありますね。現に宮崎市はそういう構図ですが、法律上の地域自治区を使った自治体はみんなそういう構造です。

【委員】

ヒアリングでは、地区協議会を今度の自治基本条例の中で、いわば行政の延長上の地域の代表というような位置づけで公認されるのかと思っていただければ、どうも公認するには問題がいろいろあるから、今の延長上であいまいにしておくというふうに受けとめたんですよ。

【委員】

今度自治基本条例で決めたというのは、30万人じゃなくて、3万人のミニ議会というような発想で話をずっとしていたんですけども、最終的には、そういう具体的な条例案にはできな

かったので、「地域自治を行う。地域自治を行う地域には、地域自治組織を設ける」という、そういう表現なんです。それを受けて改めて別途条例をつくる、そういう条文になる。

地区協の延長上みたいなものを考えて、もうちょっとしっかりした地域自治組織を条例としてはつくりましょうという考え方です。

【部会長】

少なくとも今の地区協は新たな基礎の上に置かれることになるという認識でいいわけですね。

【事務局】

当初、自治基本条例を策定する中で、地区協の性格を明確にしていくという方向性は持っていたんですけども、自治基本条例の検討で、いろいろなご議論もあるという中で、必ずしも基本条例でストレートに今の地区協議会の形の位置づけは明確になりそうもない。ただ、地域自治をよりに充実していこうという中で地区協議会の機能強化を図ってきておりますので、何らかの形で明確化をしていくというスタンスでいるということです。

【部会長】

そうすると、2の特別出張所が出している補助金も、新しい地域自治組織の審議にかからしめるというふうにふつうなるんですけども、もしそういうことも展望されているのであれば、2もCというふうになるという気がしますね。

【委員】

両方視野に入れば将来はこうあるべきだというあたりを意見として書いておく。今の状態だけをもって言うのは、ちょっと寂しいですね。

【部会長】

評価という方向でちょっと話を集約させていくとすると、地域協働事業の支援という計画事業2は、BかCかと考えると、ばらまきという印象とか、出張所につながっていない団体に光が当たるということも同じ重要な視点だと思うんですね。そういうことを考えると、Cと言っておいたほうがいいのかと思っているんですけども。

1についてはいかがでしょう。

【委員】

新宿区の協働は、この上にある計画事業の協働提案事業が、いわゆる本当の協働事業です。

こちらは50万なら50万を助成して、事業型のNPOを育てていく。事業型のNPOを新宿区の中で育成していくという意味では、もっと広げてやっていったらいいんじゃないか。提案型の協働事業というのは、もう一回、計画事業の中で我々は審議しないとならないのでは。

【部会長】

そうですね。

そっちのほうはそういうものとして、こっちのほうはBなんじゃないかというご意見ですね。

【委員】

抜本的にもっとよくしていこうというんだったら、Cかもしれませんね。

【部会長】

改善は少しずつされているという点、NPOを育てる意味でいい事業じゃないかというご意見がありました。そうすると、これはBという感じでしょうか。

この事業は、今、委員が言われた計画事業の協働提案事業と関連しているとすれば、そちらの審議の過程でこちらの評価も見直すということがあり得るということを一応含んだ上で、現在のところ、Bとしておきましょうか。

大体、着眼すべき点とか文章で指摘すべき点については、材料を出されたのかと思います。

計画事業の関係がありますので、またそちらで材料が出てくると思っております。

では、一応B、C、Cとさせていただいて、特に1については、計画事業との関連で見直すこともあるでしょうということで、意見につきましては、大体今の審議の過程でいろいろと材料をいただきましたので、まとめてまたここで議論をいただきたいと思います。

45番の消費者活動事業助成はいかがでしょうか。

【委員】

真剣に取り組んでいる団体ももちろんあるし、趣味の会とみなされるものもある。いわば玉石混交だという見方です。

この制度が始まったのは19年度ですから、3年たって、もっと交付団体を公募をもっと拡大するべく努力しなくてはという姿勢ですけれども、そろそろ仕分け整備をしたらどうですかという意味で、助成そのものを否定するわけではないけれども、よりいいものにするために見直しをすべきではないですかという意味で、Bの一部見直しという評価です。

【委員】

いつも同じ団体に出しているという意味では、もう一回見直したほうがいいのかと。やめなくてもいいと思うんでBです。

【委員】

消費者団体というものが存在するんだということ自体、今、いろいろNPO活動が盛んになっているけれども、そこはまた一くくり区別されて扱われている団体と思ったときには、こういう動きに新しく加わる若いグループが存在するのかなと思いました。そういう若い団体をもっと育てていくところに区が力を注いでいるようにはあまり見えないという感じがしていて、その団体が行っている内容も、どちらかというと、あまり新しい消費者行政のニーズにかなうような内容ではなかったような気がして、そういうところをもう少し区もリードしていくようなやり方はないのか。これは助成金なので、難しいと思ったんですが、その辺はやや不満ではあるので、Aとは書きましたが、結局Bという形になるでしょうか。

【部会長】

もうちょっと深刻な生活課題に取り組むというのが欲しいと思ってしまいうんですけれども、皆様のお考えですと、やっぱりBということですか。

時代の変化とか新しいニーズへの感度を上げる必要があるのではないかというようなところが皆様のご意見でしょうか。

【委員】

はい。

【部会長】

59「番新宿区文化財保護事業に関する補助金」はいかがでしょう。

分布もちょっと割とBでそろっているんですけども、簡単にこれについても感想を言っていただけますか。

【委員】

私は、これはもっとお金を使ってもいいという意味合いを込めてBにしたんです。この事業は、区の指定の文化財の保存のための助成だという制度なんですね。そこにはまだ登録文化財もあるし、登録されてない文化財もあるわけで、こういうものは失われてしまうようになってしまいう話ですから、他の利子補給だとかはその場でなくなってしまいう話だけれども、こういうお金はもっとちゃんと使ってなくさないようにしたらという意味で、制度的にもっと整備して、拡大したらいいという主張です。

【委員】

私も一緒に、もっと登録文化財とか無形民俗文化財にもお金を出したらという意味でBです。

【委員】

私も、文化財については無形のものも、今のところ公演の機会を提供するぐらいしか補助してないので、そういうものに対しても補助してはと思います。

【部会長】

新宿の抱えている文化財ってすごいね。これだけ小さな面積の中に、非常にたくさんありますよね。これはもう地方都市に限らず、東京の外に出ればこんなところありません。

文化財は消えてしまったらおしまいなので、もう少し、やっぱり恵まれた首都圏、首都の中にある自治体として、もう少しわかって欲しいと、よそ者としても思います。

というわけで、拡充すべきであるという意味合いを込めて、Bというふうにつけていきたいと思います。

【事務局】

課題の中で、「用具の運搬費や遠征費などに多額の経費を要する事業について、補助の対象としていないという課題がある」、としているんですが。

【部会長】

どうですか。今の我々の意見の中の例えば、区民への還元性を考慮した適切なルールを確立して、不要な制約は取り払う、何かそういう意見を入れていけば。

遠征費用みたいなのは、多分必要だと言えば必要なんだろうけれども、区民への還元性という点からすると、重要度は、プライオリティーをつける場合、多分の下の方になるんじゃないか。

【委員】

基準を定める必要ありますよね。

【部会長】

ええ。

【委員】

今の制度は、いずれも区の指定の有形無形文化財ということがこの事業ですね。私は、もっと幅広く、すそ野がいっぱいあるじゃないか、そういうものは、今、対象になっていないから、失われてしまうおそれがありますよという意味で、もっとすそ野にまでこういう光が当たるような見直しがあつていいんじゃないですかということを申し上げたかったわけです。

あんまり広げる意思はないと受けとめたんだけど、違うんじゃないか、もっとお金使うべきじゃないか。

【部会長】

それは、区民の目線で見ると、指定されてなくても、すごく区民にとって愛着を持ちたくなるようなすばらしい文化、そういうのは支援して欲しいし、他方で、区民の身の丈を超えたような遠征というのは、ちょっと共感しがたいという、そういうことですかね。

【委員】

補助対象は5つ出ていますが、申請件数が少ないのは、この課題に出てくるような遠征費とか公開事業費で使いたい団体が多いということなのかなと思うんですが。

【委員】

予算がそもそも40万円ですよ。

【委員】

確かに遠征費といったら、どこまでかというのがあから、その辺で、もしこの課題に上がっているような公開事業費、運搬遠征費についても認める際には、こういう程度という、せいぜい20万、都内程度みたいな、何かそんな言い方でしょう。

【委員】

鉄砲隊百人組が2年に一遍やっている。あれだって、1日中かけて、100人といえば相当なお金がかかるんです。100人以上か。馬もいるし、練り歩くんだけど、ほとんど寄附です。

【委員】

町内の寄附で賄っているんですね。

【委員】

用具の鎧をちょっと直さないかとか、そういう費用は若干補助に入っているのかもしれないですよ。

【部会長】

これは、もともとすごく少額の規模の事業ですよ。文化財は一たん消えたらおしまいなので、その意味では、もう少し増やしてもいいんじゃないかという表現であれば、そんなに不整合にはならないんじゃないか。

区民への還元性を考慮するみたいなことをどこかへ入れればいいかなと思います。

60「地場産業団体の展示会等支援」、61「ものづくり産業事業助成」について、記憶の新鮮なうちに意見交換ぐらいはしておきたいんですけれども、これはいかがでしょうか。

【委員】

60と61が何か入りまじってやっているのかなという、そういう印象があったんで、60はもうちょっと見直したほうがいいのかなという意味で、CかDか、廃止までは行かないですが

【委員】

60番は結局、事業費補助で、ずっと事業費の3分の2を補助するということでやってきている。こういうのは、いつまでも続くことになるんじゃないかと思います。事業の支援というのは、事業費を3分の2というのは、丸抱えに近い話で、そういう補助のあり方じゃなくて、側面支援的な行政としてのやり方がいろいろあるんだろうという感じがしております。

事業費の補助ですから、事業費の中身をのぞいてみれば、交通費であったり、宿泊費であったりというような、そういうのを毎年決まって補助するというのはいかがなものか。

私の提案は、目標を定めて、自立を促して、あとは自分でやってくださいというふうに、年々補助率を下げたいて、あとは自分たちでやってもらうという方向性をきちっと示して、そういう見直しをしたらどうかという意味で、Bとします。

61番もBをつけたんですけれども、助成の内容は事業助成ですから、やっぱり助成のあり方として疑問を禁じえません。

【委員】

ものづくり事業の助成と地場産業というのはちょっと違うと思うんですね。ものづくり事業のほうは、事業が軌道に乗って、収益を上げるようにすれば、減じてくると思うんですね。けれど、地場産業は、伝統工芸を維持するというか、保護するというか、そうしなければつぶれてしまう。

ここの展示会の支援ですけれども、例えばこの間の二葉苑にしても、反物をそのまま並べておけばいいというわけじゃなくて、裏打ちしたり、いろいろと加工しながら並べなければならぬので、展示会も、会場費とか運搬費とかだけじゃなくて、かなりお金がかかると思うんで、私はそういうものには助成が必要だと思います。

【部会長】

そうすると、ご意見としてはAに近い。

【委員】

そうですね。AかB。

【部会長】

地場産業とされる印刷業と染織業についても、どう見るかということを割と議論してきていますので、それと関連していますよね。

【委員】

私は、ものづくりのほうは、いろいろな新しい取り組みに対して後押しするということで、いろいろな団体が受けられる助成ということでは非常にいいんじゃないかと思って、Aにしました。

61のほうは、どうしてもこの地場産業団体というのは限られてしまうわけですね。そこを、

毎年展示会という手法に対してというのがどうかなとは思いますが、この前の二葉苑のところで、川に反物をかけて、皆さんがまちを見て歩いたりできるようなやり方というのを伺って、もしかしたらこのお金を使つての展示の新しい取り組みなのかなと思ったとき、そういう形でお金を使われるのはいいんじゃないかと思ったんです。一方で、印刷業界のほうは作文コンクールだと言っていました。確かに印刷文化の普及の意味で子供たちに理解してもらうところでは悪くないのですけれども、ちょっとぴんとこなかったものですから、特定の団体が毎回こういう形でお金を使っていくことの中で、新しい取り組みには応援したい気持ちはあるけれども、あまりぱっとしない取り組みであれば、何のためなのかという疑問が出るものですから、内容次第で判断に迷うところで、そういう意味ではAはつけられずにBということです。

【部会長】

そうすると、60番については、工夫なくずっと続くというのは、あまり行政事業としては好ましくないなというのが大体共通されたご意見かと思います。そういう意味では、60番は、そこを点検して欲しいという意味では、Bでしょうか。

【委員】

こういう事業は、そのままにしておけば、延々と続くんだろうと思うけれども、そういうものかなと思います。

【部会長】

そういう意見が強いようであれば、60はBとしますか。

61のほうは、助成が功を奏すれば、自立して経済的に回っていくということ、本当にそういう成長を後押しできている助成なら、それは非常にいいなと私も思います。

その意味では、Aか。助成を受けてうまく離陸するとか、そういうケースはどうでしょうか。

【委員】

私のBというのは、より拡大してくださいということです。

新宿の中でいろいろ新しいものが出てくるんです。服をつくる人とか、電子機器をつくる人とか、いろいろな人が、要するにものづくり、新宿らしいものづくり、新宿発のものづくりというのを進めていくというんですかね、そういうのにお金を援助しましょうと。

【部会長】

そうすると、大体Aという雰囲気の評価なんですけれども、もし拡充という方向を今後、部会が共有するのであれば、そういう意味でBとするということも可能ですけれども、どうですか。

【委員】

拡充するにも、今、そんなに申請件数は多くないですね。

【委員】

去年はちょっと少なかったです。やっぱりそういう意味でもって周知徹底して欲しいです。今年は20件ぐらいあって、その中から6件しか選んでないですから。

【部会長】

そういう意味では、Aがいいのか。今後もニーズが増えて、日本経済を引っ張るようなベンチャーが市民活動で出るかもしれないんだったら、もっと拡充で、Bとつけておくか。

【委員】

Aでしょう。

【部会長】

これはAとして、なかなかいい、新宿らしい、新宿の経済活力をうまく利用したよいインキュベーション事業じゃないかということになりますか。

では、これで一応利子補給を除いては、何とか審議が終わったというふうになっております。

次回に向け、計画事業の評価を各委員まとめておいてください。

文書回答をいただき、かつヒアリングしたところばかりですので、ともかくヒアリングをしたところについては評価するということで参りましょう。

よろしいでしょうか。

では、今日はこれで終了します。どうもご苦労さまでした。

<閉会>